

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和5年10月1日~令和5年12月20日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人わかみや福祉会入船北保育園 シャカイフクシホウジンワカミヤフクシカイイリフネキタホイクエン		
所 在 地	〒279-0012 浦安市入船4-34-1		
交通手段	京葉線新浦安駅から徒歩13分		
電 話	047-316-6665	FAX	047-316-6664
ホームページ	karugamo@jupiter.ocn.ne.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人わかみや福祉会		
開設年月日	平成18年4月1日		
併設しているサービス	子育て支援センター		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県浦安市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	8	13	18	20	25	26	110		
敷地面積	1,665.29㎡			保育面積			1,121.8㎡		
保育内容(該当分に○印)	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		休日保育
	病児保育(一時保育		子育て支援			
健康管理	内科健診2回・歯科健診2回・0歳児健診1回・視力検査(4・5歳児)・歯磨き手洗い指導								
食 事	完全給食・離乳食・アレルギー食・対応食								
利用時間	月曜~金曜日=7時~20時 土曜日=7時~19時								
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)								
地域との交流	園舎回りの清掃・保育園行事のお誘い・近隣小学校中学校児童育成クラブ								
保護者会活動	保護者会：なし								

(3) 職員(スタッフ)体制 *専門職が、下記以外にあれば追記してください。

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	27名	8名	35	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	21名	1名	4名	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	名	名	3名	
	副園長	主任	副主任	
	1名	1名	2名	
	園長	事務		
1名	1名			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市健康子ども部保育幼稚園課運営・指導係・入船北保育園	
申請窓口開設時間	浦安市健康子ども部保育幼稚園課運営・指導係に問い合わせください	
申請時注意事項	浦安市健康子ども部保育幼稚園課運営・指導係に問い合わせください	
サービス決定までの時間	浦安市健康子ども部保育幼稚園課運営・指導係に問い合わせください	
入所相談	浦安市健康子ども部保育幼稚園課運営・指導係窓口、入船北保育園	
利用代金	浦安市規定の保育料及び実費負担	
食事代金	乳児＝保育料に含む、幼児＝自己負担額4,500円	
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当＝副園長・主任
	第三者委員の設置	①中田直樹 ②浦安市健康福祉部社会福祉課

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>*保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重し、保護者に負けない愛情を持ち、保護者と共に力を合せ、「24時間共育て」の精神で児童の最善の幸福のために、保育にあたります。 ・地域における家庭支援に積極的に取り組み、地域社会に貢献するとともに、家庭の宝であり、国の宝である子どもを地域とともに力を合せ育成していきます。 ・「保育とは」を常に問いただし、人間が人間らしく育つためには保育者がどのようにかわってあげればいいのかを確かめながら、家族援助を含め常に社会性と良識にみがかきかけ相互に啓発しあいます。 <p>*保育方針</p> <p>「自分の子どもを預けたい保育園とする」を柱に、0歳からの系統的保育を深め、年齢別・月齢別の発達状況の観察と指導を掘り下げます。</p> <p>一人ひとりの個人差を認めた上で、子どもが満足し、自信を持って生活できる環境を、保護者と共に力を合わせた安心感の中、五感を大いに使って、発見や感動を得られるような保育をしていくことを大切にします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一人ひとりの児童の心と身体の発達を豊かにするために努力する 2) 質の高い保育ができるよう知識・技術を向上させる 3) 地域に開かれた保育園として、地域活動、子育て支援に積極的に取り組んでいく 4) 仕事と子育てを両立するための支援をする <p>*保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るく、友だちを大切にする子 ・善悪の判断ができる子 ・自分の考えていることをはっきり言える子 ・感性の豊かな子
特徴	<p>新浦安駅から徒歩10分ほどの閑静な住宅地に保育園があり、近くには公園がたくさんあり、保育園外でも遊べる環境がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> *子育て支援活動では支援センターを併設し、地域の方や保護者の方が利用できる場所があり、親子で参加する企画を計画している。 *講師活動を取り入れ、専門の先生の指導を受けることが出来る。 *食育活動では栄養士と保育士と一緒に指導計画を考え、年齢に合った食育活動を行っている。 *離乳食を個々に合わせた計画で進め、アレルギー食については検査の結果をもとに、医師と相談しながらアレルギー対応委員会を立ち上げ進めている。 *障害保育では学びサポートや発達センターの方の指導を受けながら個人指導計画をたて個々に合った保育を行う。 *クラスの玩具は年齢にあった木製の者を揃え、小さいクラスは手作りおもちゃも取り入れ、手先を十分使える環境を整える。
利用（希望）者へのPR	<ul style="list-style-type: none"> *幼児クラスの講師活動では体操は週1回・英語は月2回 リトミック月1回・造形月2回と幼児全員が無料で一緒に受けることが出来る。また、子どもが得意とするものを見つけて自信につなげられるようにしている。 *乳児クラスの手拭き・エプロンは保育園で用意し、洗濯も行うことで、毎日の保護者の準備や用意・洗濯がはぶけることで負担が軽減できる（おむつのサブスク利用と汚れものの処理を保育園で行う） *子育て支援事業として支援室があり地域や在園の保護者の方たちが利用することが出来る。子育ての悩みや子どもたちや保護者の友達作りなど利用内容はそれぞれ違うが、子育てしながら一緒に共感できる場所を提供している。 *食育活動では栄養士と担任が年間計画をたて季節感や体験を通じて、心を育てる活動をおこなっている。お茶会から5歳児は箸置きを利用し食事を行っている。また豊かな食育活動を行っている。また給食レシビを準備し保護者の方が自由に持って帰られる環境を作っている。 *アレルギー対応について医師と保護者とアレルギー対応委員会を立ち上げ一緒に相談しながら進める。 *大きな行事等については土曜日に設定し懇談会も夕方等にするなど都合の付けやすい日程で出来るだけ多くの方に参加しやすい環境をつくっている。 *駐車場に時間外の送り迎えの多い時間には警備員を配置している。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 子どもたちが未来を生きる力と自己判断・自己表現できる人格を育てることを目指す保育	保育理念・基本方針に明記している内容を、園のしおりで毎日の生活の決まりを伝えつつ、そのことが子どもたちの育ちにつながることをわかりやすく伝えている。今までに受審した第三者評価で“さらに改善”を求められた事項について、きちんと改善している。特に「重要事項説明書」や「園のしおり」で示されている質の高い保育と保護者支援の取り組みは、利用者の便宜を十分にはかっている。3歳未満児については、子どもの養護と発達を重要視し、人との愛着関係を十分にするための人員確保もされている。3歳以上児については個々の育ちに加え社会的育ちができるように講師による専門的指導のプログラムを用意し、子どもたちの知性への入口となっている。講師による専門的知識と実践は、職員のスキルアップにもつながり、造形・音楽など園オリジナルな環境を作り出している。
2. 養護と教育面で必要不可欠な子どもの育ちを考えた様々な取り組み	3歳未満児のカリキュラムや保育内容には、脳の発達に即した環境設定が行われている。特に発達別おもちゃファイルや保育士による手作りおもちゃを適時リニューアルするなど積み重ねを大切に環境づくりをしている。園長発案の“おんぶ遊具”は愛情あふれるものであり、その気持ちは職員にも伝わって手作りおもちゃが受け継がれているようにも思われる。また、高価な積み木なども用意され、玩具や木製パズルなどは子どもたちが取り出してすぐ遊べる環境をつくっている。3歳以上児の造形や音楽・英語等々専門講師による時間を設け、より専門的な知識と子どもたちが出会う機会を設けている。ひいては職員のスキルアップにもつながり、季節の工作なども子どもに適した造形物となっている。食器は強化磁器製で“食する体感”を重要視している。年長児は「箸置き」を使っている。日々の生活に丁寧さが醸成され、習慣から人柄の形成を図ろうとしている(保護者の立ち居振る舞いにも良い影響があると思われる)。さらには茶道へとつながる文化の入口体験とも言える。玄関近くや廊下には絵本コーナーを設置、貸し出しも行うなど読解力・想像力を養うスキルの根っこである「物語や絵本に親しむ環境」も用意し利用を促している。
3. 業務の見直しにむけて前向きな姿勢と実践	保育方針「自分の子どもを預けたい保育園とする」にむかって着々と改善をはかる姿勢が読み取れる。事業計画にITC化をうたい導入を進め、コロナ禍にあった時分には入園希望者や在園児保護者にリモート機能を大いに利用し、入園案内・面談や保育参観を提供し好評を得てきたほか、職員の業務改善に活用しようと取り組み始めている。近隣から砂ぼこりや側溝への土砂流失への対策を希望する声があがっていたが、その抜本的な解決を図るため園庭の全面芝生化を決定し近々整備を予定する等々、前向きな姿勢で実践をしていることは評価できる。
さらに取り組みが望まれるところ	
1. 充実した保育に見合う働き方改革のさらなる推進	保護者アンケートでは園長はじめ管理職や職員への評価は高く、行事も満足度が高い。反面、保護者から「職員の働き方に負担がないか」と心配するコメントもある。以前に比べて改善が認められるが、持ち帰り仕事や残業・休憩時間の在り方等々の課題も職員アンケートに散見されることも事実である。在職年数が長い職員が多く、若手世代では考えられない“ホスピタリティ”にたよる体制ができていないのかもしれない(世代ギャップ)。これまで以上に気軽に課題を伝えられる職場の雰囲気づくりが求められる。働き方改革が叫ばれている一方、保育者は一般労働者と一部異なる自己研鑽とホスピタリティが求められる職業とも言える。当園が積み重ねながら充実してきた保育を存続させ今後に対応できるように、質の高い職員の養成がさらに必要になってくる中、これからの職場改善と共に職員の処遇改善に望んで欲しい。新人教育や保育士を育てる体制がより効果ある機能を発揮するよう期待したい。
2. SDGsやジェンダー(社会的性別)平等の視点での標示への更なる工夫	当園は「県監査で指摘される事項がない」といったことから、模範的な事業展開が行われている園だと言える。それだけに現代社会が求める目標にむけた務めとして、LGBTQやジェンダー平等への一段高い取り組みを推奨したい。国連で採択されたSDGsを受けて国は第5次男女共同参画基本計画で「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。」と記している。当園の園児用トイレは男女色分けとサインで示されていた。主な公共施設とほぼ同じ標示で適正なものであるが、トイレ標示以外のサインを含めもう一步挑戦いただけだろうか。その結果が日本社会に拡がるような知恵と実践とを示せそうな園だけに提案したい。なお、「トイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない」(平成18.1.31内閣府男女共同参画局)といった視点を念のために記した。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)	
第三者評価を受審し、評価員の方や保護者の声を通じて、今取り組んでいる事や保育内容の取り組みなど高い評価を頂き、職員にとりましても励みと自信になりました。改めて普通に行ってきたことが評価して頂き、客観的に見直すことが出来ました。また、職員の働きやすい環境も見直し、整えることで、職員のやる気、保育の質につなげられるよう努力していきたいと思えます。	
利用者の方の意見や意向も聞くことが出来ました。これからもコミュニケーションを深め、話しやすい環境を作ることでさらに、「24時間共育で」、こどもを真ん中にして保護者の方と一緒に、子育ての共有と子育ての楽しさを共感できるようにしていきたいと思えます。	
今回の評価員の方のアドバイスや保護者の方のご意見を真摯に受け止め、引き続き保育の質向上に努めて参ります。ありがとうございました。	

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6		
				計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5		
				7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1	
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
職員の就業への配慮							
職員の質の向上への体制整備							
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
				提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
				32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
		計				135	1

項目別評価コメント 1月10日版

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。 非該当。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ・入園のしおり等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針は保育園概要に記載されていて、ホームページにも掲載されている。理念の冒頭には「児童福祉法に基づき云々」と書き始められて、保育所保育の内容や法人と保育所の使命・方向と考え方が読み取れる。理念と方針には児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針は、保育室や廊下など目に付きやすい場所に掲示をしている。採用職員には新人職員オリエンテーションで理事長が直接説明し、各職員には法人マニュアルが渡されている。マニュアルを見直す際には、読み合わせを行い職員間の共通理解を深めている。会議では理念・方針にそって保育の実践ができてきているかを年頭に話し合うようにしている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>契約時には重要事項説明書とわかりやすい「保育園のしおり」を配付、パワーポイントでも説明を行っている。保護者には園舎内で目につく場所に理念・基本奉仕を掲示し、園長と話をする機会には理念・方針等を含めて話している。日常の保育実践をアプリで配信しているほか、園だよりなど広報物を通して日常的に伝えている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業報告は前年度計画を踏まえて、法人及び各園について細かに記載されている。事業計画も全体と園とに分けて作成されている。計画には、理念等に基づき、環境分析や現状の反省から課題を明確化し、運営の透明化確保もうかがえる。計画には「中・長期計画」と題する記載がある。法人計画でICTの導入をあげ園ではその推進をうたうなど、きちんと整理されている。しかし、取り組みの一部は短期の実施時期が示されているが、多くの事項については「目安」が示されていない。目標時期が明確化されると一層充実した将来計画になり、事業</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理事者等と幹部職員との会議も行われていて、幹部職員と園職員との話し合いもされている。各計画については現場の声をもとに策定されている。保育現場においては、職員を対象に昼会議・月会議を定期的に開かれていて、幹部職員間で共有されると共にその声は必要に応じて理事者等へつなげ協議できる仕組みがある。重要な事柄や方向性は必ず職員会議で決めるようにしている。法人事業計画については、定期的な理事会において実施状況の把握などが行われている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「業務評価シート」を用いて職員が目標と実践を振り返るようしている。園長は職員一人ひとりと面談し、質の向上と働き甲斐の向上にむけている。同シートには職員の希望する研修と園が求めるものを併記でき、話し合って適切な研修受講の機会につなげている。諸会議では他の職員の考えを聞く機会を設けたりして、意志疎通を図り共通理解を深めるようになっている。同シートに基づいて成果を評価するほかに、「能力考課シート」によって職員自身が考課を行うことによって、公平に評価ができるようになっている。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に「全国保育士会倫理綱領ガイドブック」「遵守すべき法令法の理解」を配付、会議で確認し合っている。法人の職員マニュアルには、社会人・保育士としての心得、個人情報保護・プライバシー保護などが記載されていて、職員会議で読み合わせや確認し認識を深めるようになっている。「保育の心得」には就業規則から引用した法令遵守をはじめとした服務規定を掲載、職員に配られている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<input type="checkbox"/> 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園職員の職位によって整理された職務分担が明文化され、職務別スキルアップ表がある。「業務評価シート」を用いて職員は目標と反省を年2回提出、園長はコメントを記載している。面談も行い評価を伝えて、その客観性と透明性を確保し説明責任を果たしている。人事についても、配属や研修受講などについて職員の希望を聞く機会を設け、職員育成にも取り組んでいる。人材確保や定着など人事方針と計画については、浦安市子ども・子育て支援計画を受けての中・長期計画の一事項としてあげているに留まり、具体的には欠けている。今後、事業計画の中で人材育成計画や人事方針等をより明確化し実施されることを期待したい。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員労働データを幹部職員が確認し、時間外勤務や休暇管理をしている。休暇は希望を表示できるボードを活用して、消化率アップを図っている。業務評価実施制度に基づき職員と年2回の能力効果シートの確認や個別面接を行い改善項目について話し合うなど職員が意見を言える場を確保するなど、働き方アンケートで勤務しやすい職場づくりを目指している。福利厚生係を設け、アンケートなどで意向を把握し、慶弔対応や親睦会等を行っている。被服費や懇親会への補助、健康診断や予防接種費の補助等も実施している。育児休暇の取得や時短勤務・シフト調整などによって育児と仕事の両立に配慮している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 中長期の人材育成計画がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 職種別、役割別に能力基準を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別育成計画・目標を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>研修を職員育成の柱と考え、経験年数や本人の希望を考慮して年間研修計画が立てられている。必要ならば勤務体制を組み替えても研修を受講できるよう積極的に取り組んでいる。中・長期計画で「人材育成」に関する項目や研修への取り組みに言及しているが、育成目標や具体的な取り組みについて充分とは言い難いので、より明確化が期待される。また、職員の能力基準については、経営職から一般職を対象にした職種別の資格・等級表を作成し、運用されている。「業務評価シート」活用による個別対応、OJTはマニュアル化して明確にしている。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<input checked="" type="checkbox"/> 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安市人権施策指針と人権に関する書類を職員に配付、時に読み合わせをして全職員の理解を深めている。児童憲章・保育理念なども玄関や各クラスに掲示して意識向上を図っている。保育では、子どもが互いの気持ちを言ったり聞いたりしながら様々な考え方を学ぶ機会としたり、保育者は先に言葉かけせずに待ち、子ども自らが考えて行動するように配慮している。虐待が疑われる時は、関係機関(保育幼稚園課・児童相談所・子ども家庭支援センター・福祉保健センター)に連絡し指示を仰ぐ体制がある。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の利用目的を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護規程を策定、保護者に配る「保育園のしおり」に概要を記載、ファイルを玄関に用意して閲覧に供している。個人情報の利用目的を明示し、開示請求が出来ることや開示手続きを明文化している。各種のマニュアルに掲載した「保育マニュアル」を全職員(実習生を含む)に配付し、読み合わせを通して共通理解を深め周知している。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者アンケートを実施し満足度を把握している。アンケート結果は、掲示または配信し改善点を保護者に伝えると共に、会議の中で検討し改善策を話し合い実行している。新型コロナ感染症の流行前は「かるがもカフェ」「ちよいカフェ」「クラスカフェ」を開催し、話しやすい雰囲気の中で保護者の意見・要望等も聞き取りしていた。今年からは、園長等が保護者と一緒に事務所で給食を食べる機会を作り、要望や意見を聞いたり、保育園が大切にしていること等を話す機会を作っている。苦情や相談があった場合は記録に残している。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育園のしおり」には苦情や意見の対応窓口と担当者を明記し、オリエンテーションで保護者に説明している。苦情対応規程及び同取り組みに関する実施要綱を整備している。受付のしくみを玄関に掲示し、園長や職員に直接伝える他、電話やFAX・意見箱による方法も用意している。直接の相談には、別室があり対応できるようになっている。その場合には記録を行い、会議等で職員に周知するほか、保護者に説明して納得を得られるようにしている。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>質の向上を図るため「浦安市自己評価表」を利用し定期的に保育の振り返りを行っている。浦安市には「保育の質ガイドライン」があるが、当園にはそれに基づいて計画・実践・評価して、改善につなげる仕組みがある。第三者評価を受け、その結果を公表することによって地域や保護者にも社会的責任を果たしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人は「福祉マニュアル」を作成して業務の役割を明確(フローシート等)にしている。業務の必要に応じて利用できるように全職員に配付し職員が活用しているほか、事務所にも1部マニュアルを置き対応できるようにしている。職員会議でマニュアルの読み合わせを行い、改善点があがった場合には、マニュアル担当者を設置して見直している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入所希望の利用者にとってホームページも動画を取入れた分かりやすいものを提供している。見学も個々希望の時間に合わせる努力がなされていて、園長などが見学や質問に対応している。日常の保育も見学でき、入所希望者にとって納得安心できる施設見学が行われている。行事や支援センターの案内(未就園児クラブのプログラム)を配布して、園の雰囲気や体験できる体制が整っている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入園児オリエンテーションで用いる重要事項説明と入園案内には理念や教育及び保育方針が明記され、説明も行われている。特に「園のしおり」には通園準備品や毎日の持ち物などのことが図入りでわかりやすく提供され、初めて保育園生活を迎える保護者にとって、集団生活にスムーズに入れる工夫がなされている。「重要事項説明書」「プライバシーについて」「個人情報について」については、説明確認書の提出を促して記録化している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、理念や教育及び保育方針・目標などを組み込んで作成されている。計画は子どもの育ちの環境なども個人面談記録を職員で共有することが体制化されている。面談や懇談会で共有した方が良い事項については、職員間の日常会話の中でも共有化されるようしている。特に個別の支援が必要な園児については、情報の共有化を密にして、必要な場合は支援センターへの関わりを保護者へ提供している。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体の計画に基づき子どもの発達段階を見通した年間・月間計画、週・日案と指導計画が立てられ、とりわけ個々の育ちを大切に乳幼児や個別支援児に対しては個別の指導案が立てられている。指導計画は子どもの生活に必要な技術やマナーを身に付けたり、季節の変化に気づいたりする感性が育つねらいや内容となっている。壁面に、子どもたちの季節感あふれるオブジェや季節の自然物で装飾するなど環境構成に工夫がみられる。指導案は振り返りも行われ、子どもたちの育ちを確認して次の目標につなげている。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもたちの将来に向けて何を育てるか園長はじめ職員が認識している。乳幼児期に個々の身体的な育ちを確かなものにする伝統的な玩具が用意され、子どもが自由に出して遊び、片づけやすい工夫があちこちにみられる。開所以来、積み重ねられた手作りおもちゃのファイルは見事であり、壊れたものも再現して使われている。それらを子どもたちが取りにくい配置だと職員が気づくと、迅速に変更するというコミュニケーションが職員間にある。子どもたちが遊びの継続を希望した場合、子どもの思いを大切にしようとする姿勢があり、自主性を育てる環境が整えられている。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもたちが季節の変化を実感できるように園芸の専門講師に依頼して野菜や花を栽培、収穫体験や造形活動を通して季節を身近なものにしている。畑に昆虫を触ったり幼虫の育ちを観るなどして、生命の不思議体験をする日常環境の中で育ちを提供している。散歩などの園外保育の際は、地域の方々に挨拶をしているが、挨拶によってより和やかな人間関係が生まれることを実感できるようにしている。遠方への移動にバスなどの公共機関を利用、社会体験を身に付けるようにしている。日々の生活の中で行事食を取入れるなど、受け継がれた行事によって生活に潤いが生まれることを体験するよう工夫している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>心地よく生きるための人との関わり方や自己発信の仕方を園全体で共有し、できるだけ“穏やかな言葉かけ”を心がけるなど配慮している。トラブルの場合には、互いの気持ちを伝えられる語彙力の育成に努め、気持ちの押さえ方や社会ルールの大切さを伝えている。子どもたちは当番で役割をもち、責任を果たすことで達成感を養うよう取り組んでいる。遊びの中で共同制作を行いながら、人との距離感を学び、友だちと一緒に活動すること、完成の満足感で成功体験を増やすようにしている。延長保育は混合保育で異年齢児と過ごし交流している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>個別指導計画が作成され、保護者と連携された指導計画のもと、一人ひとりが自分の持っている個性をいかしつつ、他者との協力を得ながら成長できるように配慮している。指導計画は園長・副園長・主任が目を通し、月案反省会議では主任・副主任も参加して担当職員と意見交換をして育ちを守っている。保護者とも日々の生活で連絡をとり、個々に利用している関係機関(発達センター)とも連携しやりとりしている。施設内はバリアフリーでエレベーターも設置され車いす対応も可能になっている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>迎えが担任不在の時間帯には職員同士の共有化が書面で行われる。しかし、怪我などの状況説明は必要に応じて担任が残り保護者に説明する。担任と会えない保護者には、アプリを利用してその日のクラス活動内容を写真や文章で伝えている。保育の基本時間外の保育では、ソファ・畳・絨毯などのコーナーを設けてくつろげる環境づくりをしている。「長時間保育をするに当たっての注意点」がまとめられていて、それを活用して職員間で適切な環境づくりをしている。子どもが疲れているようなときには、短時間睡眠をとらせるよう配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定子ども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。(小規模事業所は非該当 <input checked="" type="checkbox"/> とします)
<p>(評価コメント)</p> <p>年に1回必ず個人面談を行い、記録に残して子どもの育ちや家庭環境を確認している。定期面談以外にも、気になることがあれば、その都度個人面談を行っている。保育参観期間を年2回、クラス懇談会を年3回開き子どもたちの園生活を伝えると共に、相談にも応じられる機会を設けている。幼保小中の連携会議に出席して連携を深めている。保育所児童保育要録は進路先の各小学校に送付している。小学校教諭が園児の状況についてヒアリングを希望する場合には受け入れている。毎年7月に前年度卒園児の保護者を含む集まりを開催、小学校生活の様子を話してもらっている。親子が就学について戸惑わないようにしている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康状態については、年保健計画に基づいて実施。保健業務日誌を通じて疾病や怪我の状況が確認され、個々の保健記録に記載されている。内科・歯科健診年2回、0歳児クラスは月1回内科健診を行うほかに、4・5歳児は眼科も年1回健診がある。午睡時には決められたチェックをしてSIDSの予防をしている。朝受け入れ時には目視での健康チェック、服の着脱の際には不適切な傷がないかを確認し、疑義ある場合は園長に報告し把握するようにしている。疾病や怪我の状況を年間前期後期とに分けて集計し、疾病や怪我が多い時</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが体調不良になった場合は、常勤看護師が保護者に連絡している。園児には座薬を預かって(医師や保護者へ連絡をして)必要であれば処置することもある。感染症が発症した時は、休みや園の状況をアプリで保護者に伝えたり、掲示をしてさらなる感染予防に努めている。一定以上の感染症発症の場合は、市役所・保健所に連絡することになっている。園発信の「まげんだより」は充実した内容で、保護者にわかりやすく感染症予防などを伝えている。看護師は医務室の救急薬品などをいつも使えるようにしている。エビペンやダイアブは冷蔵庫や医務室で管理している。毎年、AED講習会や嘔吐処理実習も職員全員に行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「食育年間計画」を立て、献立に行事や季節を盛り込むなどオリジナルメニューによって給食を提供している。また、読んで楽しい「給食だより」を栄養士が中心に作成、子どもたちや保護者が食に関心を持つように食育を推進している。野菜の皮むきなど食材にふれる機会などをつくり、好き嫌いが自然に無くなったり完食できるようにしている。園独自のアレルギー対応マニュアルがあり、親から申し出があるとアレルギー対応委員会(園長・栄養士・看護師・クラス担任等で構成)が面接し個別プランを作成している。アレルギー児には完全除去食か代替食を用意、他児と区別できるトレーに配膳して個人対応で食べるなど細かな注意をしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室には空調機器以外に空気清浄機やCO2モニターを設置して環境を整え、温度や湿度を適切に管理して良好な状態を保持している。熱中症については熱中症アラートを確認、室外活動の適否を判断し、予防に努めている。「衛生管理マニュアル」に基づき、職員全体で掃除や整理整頓して、清潔で快適に過ごせる保育環境を維持している。砂場は定期的に業者による消毒を行い、大腸菌検査も実施している。新型コロナ感染の流行以来、手洗い励行は続けられている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「安全計画」「安全管理マニュアル」「緊急管理マニュアル」が作成され、職員に周知・確認が行われている。保育室は各担任、園舎・園庭は担任と各クラス代表が毎月見回り、危険箇所については確認報告書を作成し昼会などで職員に周知している。事故発生時は事故報告書に記載、会議で報告をする。毎日の報告にも、ヒヤリハットの欄があり、きめ細かく注意する工夫がみられる。不審者対策を市役所防犯課のもと実施訓練を年1回以上行っている。防犯カメラ3台が設置され防犯強化を行っている。園外保育にはIP電話を携帯して緊急時の対応</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常火災発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し、周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「年間避難訓練計画」「消防計画」を作成し、毎月避難訓練が実施されている。「災害・危機管理マニュアル」「入船北防災マニュアル」を職員が熟知して災害発生時に動けるように意識を高めている。避難訓練は、消防署の立ち合いによる訓練も実施、在園児以外の子育て支援センター利用者にも参加の機会を設けている。緊急時にはアプリとNTT災害伝言ダイヤルを活用することとし、訓練では緊急時メッセージを明示して保護者に受け方を体験してもらった。事業継続計画(業務継続計画)も策定している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安市の会で情報交換をして情報把握に努めている。地域子育て支援センターを開設していて、育児相談・体操教室・ふれあい遊び・園庭開放等々充実したプログラムを提供している。同センターの廊下には絵本コーナーが設置され、絵本を読んだり貸し出しを利用することもできる。やきいも会やもちつき会などの園行事に参加できる案内もしている。園では各種イベントのチラシなどを掲示や配布に協力している。社会福祉協議会主催の子育てサロンに出張保育をするなどして、地域の子育てを支援している。</p>		